高農政第300号令和7年3月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高 島 市 長

市町村名	高島市					
(市町村コード)	252123					
地域名	安曇川地域 下古賀地区					
(地域内農業集落名)		(下古賀)				
協議の結果を取り	まとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - 水稲栽培が中心。
 - ・傾斜地があり、農地の保全に労力を要する。山の近くでは、獣害被害もあり対策が必要。
 - 農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
 - ・現在の耕作者は可能な限り耕作を続ける意向があるが、今後の農地の利用についてまだ決めていない方もいる。
 - 集落内の担い手だけでなく、他所からの入作者への集積も進んでいる。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲を主要作物としつつ、今後は生産性の高い農業も検討し、収益性を向上させる。
 - 条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

Σ	区域内の農用地等面積	74.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)農用地の集積、集約化の方針											
	・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。											
	(2)農地中間管理機構の活用方針											
	・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。											
	(3)基盤整備事業への取組方針											
	・助成金、融資等を利用し用排水路、農道等の維持管理を図る。											
	(4)多様な経営体の確保·育成の取組方針											
	・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。											
	以下任意記	載事項(地域の	の実	情に応じて、必要な事項	Į£يً	選択し、取組方金	†を	記載してください	1)			
	□ ①鳥獣初	皮害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等		
	□ ⑥燃料•	資源作物等		⑦保全•管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑪その他		
	【選択した上	記の取組方針	-									
				継続∙拡大する。 討する場合は、随時組台	含内	で対応を協議し	、計	画の変更を市に	:申	し出る。		